令和4年度 第2回四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会会議録

日時 令和4年5月26日(木)午後1時30分~午後3時30分

場所 四街道市企業庁舎 2階会議室

出席委員 太田委員 笠原委員 下里委員 成田委員 山本委員 清水委員

瀬藤委員 田汲委員

欠席委員 竹村委員 加藤委員

事務局出席者 森田上下水道部長 伊藤経営業務課長 粟飯原下水道課長

板倉課長補佐 牛玖係長 宍倉主任主事

傍聴人 2名

~会議次第~

- 1. 開会
- 2. 会長挨拶
- 3. 議題
 - (1) 下水道使用料の改定案について
- 4. その他
- 5. 閉会

○会議の概要

- ・太田会長より開会の挨拶
- ・会議の公開、会議録の発言者明記の承認
- ・傍聴人の入室(2名)

○議題

太田会長:議事の1番目、下水道使用料改定案につきまして事務局からご説明いただきたいと思います。

≪事務局:内容説明(下水道使用料の改定案について)≫

太田会長:それでは、議論を2つに分けて行いたいと思います。まずは平均改定率について、激変緩和のための複数年での段階的な引き上げといったことも含めてご意見を賜りたく思います。 ご質問があればどうぞお出しください。

瀬藤委員:災害時対応の予備的な資金を6ヶ月と算定していますが、他の市町村はどういう状況でしょうか?

事務局: こちらについては国等が基準を出しているものでなく、全国的には4ヶ月から6ヶ月や1年と様々な例がある状況です。本市としては、令和3年3月に経営戦略を策定した際に純利益

を計上すること、一定の預金残高を確保することを財政推計の目標としており、その残高水準の目標として下水道使用料の6ヶ月分を災害時の資金として確保するとしておりますので、こちらの考え方を引き継ぐということで、6ヶ月と計算させていただきました。

太田会長:これは全国でもばらつきがあるのが実情です。そして、これについては損益の黒字赤字という考え方とは違い、資金的な面からの捉え方です。運転資金をどう確保するかということですね。使用料の徴収についても、サービスを提供して使用料を徴収するまでの間にはタイムラグというか期間がありますよね。それをどのぐらい見積もって、万が一のときに備えるかということです。また、先程ご説明がありましたけれども、大規模災害等が生じた場合にそうした事態に対応して充分なサービスを供給できるだけの資金的余裕を確保していくこと。こういった考え方になりますから、こうでなければいけないという確定的な基準があるとは言えない状況ですね。民間企業の場合は、月の売り上げの3ヶ月から4ヶ月というところもありますし、ただ上下水道というのは重要なインフラですので、止まってしまったら本当に大変なことになります。一般的な民間企業と比べても、少し余裕を見た上で6ヶ月というのは、私の目から見ても妥当なレベルかと思います。

田汲委員:今回四街道で、預金残高を6ヶ月にしたというのはどういう意図で?

事務局:四街道は近隣に比べて地盤も良い方ですし、大きな川もございませんので、下水道事業の施設が壊れてその復旧のために要する期間というよりは、市民生活が安定しないこと、市民生活が災害によって不安定になってしまう、その間は下水道使用料を使用者の方々からいただけないと想定する期間として6ヶ月間と設定した考え方です。

田汲委員:要するに一般市民からその期間は徴収しないという、免責という考え方ですか?

事務局:減免とは考えておりませんが、延納という形、期限を後ろにするということです。

清水委員:要は、6億が適正な規模なのかということが今の議論ですよね。6億円というのが、6億円分の使用料収入が入らなくても大丈夫だという意味での6億円ということなのか、補修の為の工事がある程度必要だからその費用も含めて6億円必要なのか、そこははっきりしていないと思うのですが、非常時であれば当然下水道施設だけじゃなくて水道施設も壊れていますよね。その中で、そういう非常時の資金というのは、各事業体が全て確保しなくてはならないのか。そういう非常時のときは、他の方からお金を回して水道、下水道を含めて補修工事の為の費用に当てる方が良いのではないかと思います。非常時を想定して、工事の費用を一定程度持っておく考えであるとすれば、それはちょっと持ちすぎ、そう言うと語弊があるのだけど、そこまで貯める必要があるのか、そんな風に思います。

太田会長: 私に関するご質問でもあるように思えますので、ご質問に答えさせていただきます。 確かに委員がおっしゃる通りで、災害救助法の対象となるような甚大な災害を受けた場合には、 それに基づく資金や補助を、災害指定が前提ですが受けられることがあります。しかし、実際の受け取りまでには時間がかかります。使った水を流さないといけない、流された水がどこかで詰まってしまわないように途切れなく維持していく為には、必要な資金は自前で持たないといけない。災害に対する支援の仕組みがあるからといって、それが実際に交付されるまで待つわけにはいかないということです。それが1点です。

もう1点は、6億円の確保が災害対策のような話になっていますが、それはプラスアルファであって、基本は運転資金だと考えています。この運転資金をどの程度確保するかということには議論があることは事実だと思いますけれども、収入を得てすぐ支出してとギリギリの収支で回れば良いという話ではなくて、ある程度、資金的に余裕を確保していくというのは、上下水道だけに限らず、一般の民間企業でも同じ考え方ですよね。経営は出来ているが資金が足りなくて倒産してしまうことを黒字倒産と言われますけども、上下水道が資金不足として倒産というのは避けないといけない。その点では、運転資金を確保したうえで日々の支払いに要するお金は最低限用意しておきましょうというというのは、ある程度常識的な考え方だと思うんですよね。ですから、どの程度の金額が必要なのかということは先程も申し上げたように、こういう風に考えなさい、あるいはこういう金額を確保しなさいという基準があるわけではありませんが、少なくともこういった考え方で一定程度の留保資金を確保していくというのは全国的な事業体の中でも行われていることですから、そういう点で、私が見たところでは6ヶ月というのは貯めすぎではないのではないのかな、そういう印象ですね。

事務局:下水道使用料を回収できない期間の運転資金として説明をしてしまいましたが、会長の おっしゃる部分もございまして、期中の運転資金や、災害で壊れてしまった部分の復旧といった 経費が追加でかかる部分もございますので、そういった経費全てを含めて6か月分という風に考 えております。

清水委員: 18%の改定をすることによって、6億まで残高を引き上げようということになるわけですよね。これを例えば従来水準の2億数千万円という風にすれば、改定率をもっと下げてもいいのではないかという考え方もできるわけで、そういう意味では、従来の資金残高と比べてかなり余裕を持った改定というか、そういう資金残高になるわけで、改定率をもう少し下げられるのではないかということにならないだろうかと思います。改定をしないと、表の一番上の欄にあるように令和8年には6150万円ほど資金残高が不足します、だからそれは免れる必要はあると思うけれども、これまで2億数千万円の資金残高でやってきたものを、令和8年度までに6億にしなくてはならない根拠付けがどうもはっきりしない。

太田会長:別の言い方をすると、今ご指摘があった7ページの一番上の改定をしない現行の数値でいくと、一時期は2億、例えば令和4年度は2億4,800万という水準ですけれども、段々と残高が減っていって、令和8年度には資金が不足するという計算になっていますよね。それに対して、18%の改定を行うと、段々と増えていって令和8年度には6億の水準に達するという。 先程の議論に戻ってしまいますけれども、令和8年に6億が必要なのかという議論だと思います。これはもう資金残高水準の考え方の問題であって、運転資金として資金残高を確保すること自体 は良いが、6億も必要なのかという話ですね。これについてはどうでしょうか、一度事務局の方でご回答いただけますか。6億という資金残高水準の確保が必要なのかということについてですけれども、先程言ったことの繰り返しになるかと思いますが、説明いただけますか?

事務局:料金改定率の設定においては、何億円確保しなければならないのか、一番大きなポイントかとは思います。災害等の大きな災害が起きた際に、市民の方からいつもと同じように下水道使用料をいただけるのか。市民生活に被害が及ぶような大規模な災害が起きて、下水道使用料をいただけない状態になった時に、例えば、半年間いただけなくなった場合に半年間事業を継続して運営していくのにどれだけの資金が必要なのかということを考えてしまうと、下水道事業の経費の6か月分と考えますと約6億円という数値が計算されます。この6億円を確保しておかないと、通常どおり使用者の方に下水を流していただくことができない。事業の継続ができないということになります。今現在、財政推計を行っている中で算定した6か月分の必要な経費と言う点で6億円を、今回は出させていただいております。

瀬藤委員:基準外繰入と流域下水道の維持管理負担金、改定に与える影響はどの程度なのかね。

事務局: A 3 でお配りしている財政推計の資料を見ていただくと、現在が2022年度、R 4 とある縦の列の総収益の中段くらいにある他会計負担金という中に基準外繰入金が含まれております。例えば令和4年度に関しては1億4,100万ですが、令和5年度から無くすためこちらが0になるということで、おおむね1億円強のマイナスの影響がございます。また、維持管理負担金になりますと、こちらの総費用の中段ですね、流域下水道維持管理負担金という項目がございまして、こちらが令和3年度ですと5億1,800万ほど、横にずれて令和7年度には流域下水道の単価の値上げが想定されておりまして、今回見込んだ数値が6億と少しですので、おおむね8,000万ほど増えています。合わせますと1億8,000万円程どうしても経営状況が悪くなるという点が、今回の使用料改定の原因となります。

清水委員: 先程からの説明だと、令和4年の2億5,000万円というのは、大規模災害などを 考慮せずに結果として資金残高が残ったという感じだったということですね。今後は、大規模災 害のことを考えて、6億円程度になったと、そういうことですよね?それが、値上げの説明の時 に市民の皆さんにきちんと説明できればいいのではないかと思います。でも、後は6ヶ月分なの か、3か月分程度なのかというのは、確かに災害対応で必要なお金なのかもしれませんが、どの くらい確保するの?というのは市民の皆さんのご判断ということになるのかもしれません。ここ で3ヶ月や6ヶ月どっちが妥当と言ってもきりがない話ってことですね。

田汲委員:ちなみに、令和8年以降はどうなるのか。預金残高が積みあがって行くけど、その時は下げるような改定をするのか?

事務局:ご指摘はごもっともで、この表の中の預金残高の推移は上昇していく傾向にあります。 ただ今現在、下水道事業の方は汚水の長寿命化工事ということで、汚水管の更新工事をやってい ますが、事業が始まって50年経過したところということもありまして、本格的な更新事業がまだ開始していない中での預金残高の推移になっております。今後については、市内全域の下水道管のカメラ調査を進めていく中で、本格的な更新事業量を見込んでいくことになります。本格的な更新が始まると、預金残高についても上昇幅が大きくならない見込みです。また、4年に1回、次ですと令和9年度からの4年間における適正な使用料水準を検討する予定となっておりますので、今回の使用料改定によって預金残高が大きく増えていってしまうような状況でしたら、そこで使用料を再度見直すことも視野に入るということでございます。

瀬藤委員:資金残高を積み立てるにあたって、災害対応というのはやっぱり理解度が市側と市民側とで違うのではないでしょうか。だからやっぱり、更新対応とか、そういったものをきちんと明記して、だから残高がこうなりましたとご説明があればわかりやすいのではと思います。

笠原委員:6か月分の資金を確保するということで、個人的にはそれぐらいが妥当なのかなという感覚はありますけれども、基準があるわけでは無いところなので、災害時に実際に必要になる金額をシミュレーションするなどして、説明の根拠を持っていただければご説明がしやすいのかなと思います。

太田会長:ご指摘のように、実際に大規模災害が起こった時の予測の中で、どれほど復旧の為の事業費が生ずるのかというのは考えておく必要があると思います。外からの資金がすぐには見込めない中で、自前で対応せざるを得ない規模がどの程度なのか。ただ、今の改定に伴う6億円の資金残高の話は、そうした災害対応の事業費をどう緻密にするのかという話とは少し違うレベルの話です。決して関係がないわけではないですけれども、運転資金としての意味合いが強いもので、実際に千葉県北西部地震が起きたときの想定でいきますと、6,000人もの方々が、2週間の避難生活を余儀なくされる想定です。その方々は、下水道使用料なんて払える状態にありません。ですから、かなりの数の下水道使用料の未回収状態が一定期間続くということが考えられます。でも、そういうことがあったとしても、生活に必要な下水道事業は継続していかないといけない。ですからそこを考えると、その為のいわば留保資金を確保していくという、緻密な災害対応の事業費の見込みを作る以前の問題として、6億円の資金残高の確保というのは想定しうる事柄だと思います。

ただ、そういう点で改めて弱いと思うのは、確かに資金残高が今後も増え続けていく見込みになっていて、表にないその後はどうなるのかという所で投資計画がはっきり出ていないので、それに見合う形の資金計画というものが充分に立てられていない点でしょうか。でも今後の4年間についてだけ言うと、そういう状況の中でも必要な資金計画はあって、それに基づく運転資金を留保していくということですね。皆様方にも、今回は十分に説明できていないところも含めて、市民の方々に対してはより丁寧な説明をしていただくということを前提に、この部分については了解いただけるとありがたいなと思いますけれども。よろしいでしょうか。ありがとうございます。色々まだ納得いかないという方もおられるかとは思いますけれども、今日の中で、一番目のところはそういう形、半分条件付みたいなところはありますが、充分な説明をしていただくということを踏まえた上で、ご了解いただいたということとさせていただきます。それでは次の資料

の説明をお願いします。

《事務局:基本水料制の廃止と累進論の緩和について説明》

瀬藤委員:0㎡使用の家庭というのは、基本的には何件くらいあるのかっていうのを教えてほしい。それから、まだ基準外繰入をやっている事業体が10市町ほどのうち6市ほどもある、要するに半分以上基準外繰入をやっているという状況で、その中での使用料改定の動きや計画がされているかっていうのがわかれば、教えて欲しい。

事務局:まず0㎡の使用者ですけども、おおむね市内で100件ほどございます。調定といいますか、全体で3万件以上ある中の100件です。基準外繰入に関連した使用料改定については、具体的にどこの市がというのはまだ公になっている話は特段ございませんが、ただ1事業体については、もうすぐ下水道使用料改定の動き出しをするという話は聞いておりますので、今後もその流れが加速するのは間違いないところ理解しています。

清水委員:ほとんどの事業体はもう基準外繰入をやめていて、だから四街道市でも基準外繰入を 止めざるを得ないという話なのかなという印象だったけれど、それだけ基準外繰入がまだ残って いるというのを聞くと、そういうことでは少し先走りすぎではないか。

事務局:その点におきましては、本市の一般会計の財政状況というものが良くない状況にある中で、本来独立採算でやらなきゃいけない下水道事業に基準外繰入をしている状況です。一般会計においても行財政改革等でかなり経費を厳しく考えていることも承知しておりますので、受益者負担で独立採算経営をすることで一般会計の財政に負担をかけない、それも料金改定のきっかけの一つではあるところです。財政的に豊かな自治体は基準外繰入を維持することができるかもしれませんが、全国的にも先々を見るとそういった状況では無くなっていくというところです。また、総務省からも適切な下水道使用料の水準で賦課をして経営を行うこと、という方向性が出ている中での四街道市としての対応ですのでご理解いただければと。

太田会長:基準外繰入の廃止は、一般会計サイドのどこのレベルで決まったのですか?

事務局:四街道市全体の財政状況が厳しいことへの対応として行っている行財政改革という取組みの中で出てきたものでございまして、そちらが全ての理由ということではないところですが、独立採算による経営と合わせた基準外繰入の削減ということになり、今回の使用料改定へと進んできたところです。

太田会長:したがって、下水道事業の自発的な判断ということだけではなく、四街道市全体の行財政改革という視点・判断に基づく動きであって、それを受けてどうするか、ということですね。 他にございますか?それでは一応改定率18%を巡っては色々ご議論いただきまして、その中で説明が十分では無いのではないかと言うお話もございました。使用者の方々に対する説明につい ては、審議会で指摘があったところも踏まえて丁寧なご説明を是非ともお願いをしたいと、会長としてもお願いさせていただきたいと思います。それでは、再度確認させていただきます。2つに分けましたけども、今日のご提案…事務局の方からご提案いただいた下水道使用料改定案については全体としてご了承していただけるでしょうか?はい、ありがとうございます。それでは全会一致で改定案についてはご了承いただいたとさせていただきます。それでは今後の審議会の流れについて事務局の方からご説明いただきたいと思います。

《事務局:今後の取扱等について説明》

太田会長:はい、ありがとうございます。事務局からご説明がありましたが、答申につきましては皆さんにお集まりいただいて審議会を開催するのではなく、非公式という形で、私から市長の方に答申書を手渡すということでさせていただきたいと思います。ついては、答申書の文面について、今日のご意見を踏まえた上でということになりますけれども、私にご一任いただくということでお願いできるでしょうか?答申を出す前にはですね、皆様方にも答申書の写しをお配りすることになりますので、その点も踏まえた上で提案をしていただけたという風に思います。よろしいでしょうか?ありがとうございます。それではそのような形で、市長への答申書の手交については審議会を開かずに取り扱わせていただくと、また、その際の答申書の文面につきましては私にご一任いただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは以上で、答申書の取扱も含めて全体をご了解いただきました。これからのスケジュールにつきまして、その他として事務局からご説明いただきたいと思います。

《事務局》: 今後のスケジュールについて説明

太田会長:はい、ありがとうございます。それではスケジュールも含めまして、全体ご確認いただいた上で、本日の議事をこれで終了させていただきたいと思います。真摯なご議論をありがとうございました。

○その他

太田会長より挨拶。

事務局より終了の挨拶